

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
11月14日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
  - 解除予定保安林(上関町)(森林整備課).....二
  - 保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....二
  - 保安林の指定(森林整備課).....二
  - 道路の位置の指定(建築指導課).....三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....三
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
  - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....四



### 山口県告示第四百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県告示第四百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社周南 調剤	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	末武薬局	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	居宅療 養管理 指導	平成二九、 三〇
〃	〃	城南薬局	熊毛郡田布施 町大字宿井一 〇二九の一四	〃	〃
株式会社周南 調剤	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	末武薬局	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二九、 九、三〇
〃	〃	城南薬局	熊毛郡田布施 町大字宿井一 〇二九の一四	〃	〃
居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社エム・エム企画	周南市大内町 一〇番一〇号	桜木調剤薬局	周南市桜木二 丁目二番六号	居宅療 養管理 指導	平成二九、 一〇、一
株式会社メ ディカルフェ イス	山口市小郡下 郷八四四の四	三好薬局宇部 店	宇部市松山町 二丁目六番三 一号	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予 防事業 所 名	介護予 防事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社メ ディカルフエ イス	山口市小郡下 郷八四四の四	三好薬局宇部 店	宇部市松山町 二丁目六番三 一号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二九、 一〇、一
有限会社エ ム・エム企画	周南市大内町 一〇番一〇号	桜木調剤薬局	周南市桜木二 丁目二番六号	〃	一一、〃

山口県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
熊毛郡上関町大字長島字東猿ヶ岳一〇四七八の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
山口市阿東嘉年上字大田五四七の二、字大坪六九三、字御竹八八四、八八五、八九一、字出戸上一三二六、字大平一三三九、一三四八、一三四九、字御竹免一六三五の二、一六四二の一、一七九七、字新宅一七九八、字中一八七六の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所  
山口市阿東徳佐下字扇畑八五七、字石道原第三 四〇七九
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市阿東徳佐下字扇畑八五七・字石道原第三 四〇七九（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐上字山根六〇六の六六、六〇六の六七、六〇六の一五五  
萩市大字上小川東分字立野上五六七、五六八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市阿東徳佐上字山根六〇六の六六・六〇六の六七・六〇六の一五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）  
萩市大字上小川東分字立野上五六七・五六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市生野屋三丁目九九六の二、九九七の一、一〇一六の一八、一〇一七の二、九九六の二地先及び九九七の一地先	四・九 六・八	四九・九	平成二九、一〇、二六



(三〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイレックス豊浦店  
所在地 下関市豊浦町大字吉永一八六三の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 株式会社安成工務店  
住所 下関市綾羅木新町三丁目七番一号  
代表者の氏名 安成 信次
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗の名称

(仮称) ダイレックス豊浦店

ダイレックス豊浦店

四 届出年月日

平成二十九年十月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年十月十八日

(三〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月三十日山口県公告(一九〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルゾ下松店

所在地 下松市清瀬町一丁目一五〇の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十九年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下関市豊北町土地改良区 理事 松久 安則 下関市豊北町大字粟野三三八九

平成二十九年十一月十四日印刷  
平成二十九年十一月十四日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
〃	〃	松富 鐵夫	豊北町大字阿川四四八〇
〃	〃	西 吉秋	豊北町大字神田四一五三
〃	〃	岡野 長治	豊北町大字角島九六二
〃	〃	村林 和義	豊北町大字神田上四三九四
〃	〃	山田 英樹	豊北町大字滝部三四六
〃	監事	中野 晋治	豊北町大字田耕六一〇七
〃	〃	白石 政美	豊北町大字阿川二八八六
〃	〃	河野 俊男	豊北町大字神田上五二七二の二
〃	〃	林 岩雄	豊北町大字田耕四〇六三
二 退任した役員			
下関市豊北町土地改良区	理事	作花 信秋	下関市豊北町大字粟野三五四一
〃	〃	松富 鐵夫	豊北町大字阿川四四八〇
〃	〃	江原 聰	豊北町大字神田三八六六の一
〃	〃	古野 廣吉	豊北町大字角島六五二の一
〃	〃	中村 光夫	豊北町大字神田上六三八三
〃	〃	静岡 元	豊北町大字滝部一八三〇
〃	〃	阿立 和美	豊北町大字田耕三九三八
〃	監事	内田 重嗣	豊北町大字粟野五四三九の一
〃	〃	市村 又一	豊北町大字角島一三九六
〃	〃	中山 清文	豊北町大字滝部二六一五